■ 特集 ■

成年後見制度

こんな見守りのしくみを知っていますか？

皆さんは「成年後見制度」を知っていますか。判断能力が十分でない方の権利や財産などを守るために、平成12年に創設された大切な制度ですが、まだまだ知られていないのが現状です。

近年では認知症の方が増えている社会状況もあり、利用者の増加が予測されることから、この制度をより多くの人が理解することが求められています。見守りや支え合いの社会をつくる、一つの方法として「成年後見制度」の重要性について考えてみましょう。

「成年後見制度」には大きく分けて2つあります

任意後見制度

将来、判断能力が衰えたときに備えて、自ら選んだ後見人と依頼する支援内容などを契約しておく制度です。

判断能力があるうちに任意後見人を選んでおく

法定後見制度

判断能力が低下した方や、自分で判断することが難しい方などを対象とする制度です。成年後見人等※は家庭裁判所で選任されます。判断能力により3つに区分され、支援内容が細かく決められています。

補助	保佐	後見
判断能力が不十分な方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が常に欠けている方

高 ← 判断能力 → 低

※支援を行う補助人、保佐人、後見人をあわせて、「成年後見人等」と言います。

数字で見る成年後見制度（全国）

（資料：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」
平成31年1月～令和元年12月）

高齢化の進展に伴って利用者が増えることが予想されます

●制度の利用者数（各年12月末時点の利用者数）

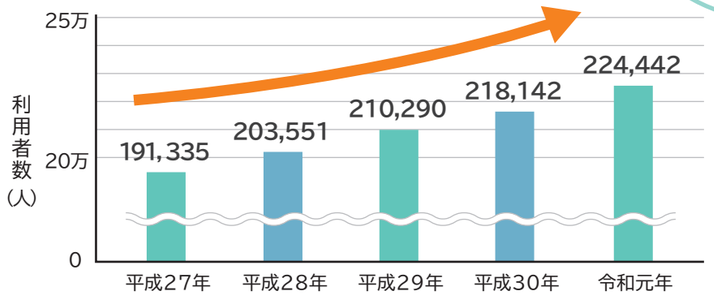

●制度を利用した理由

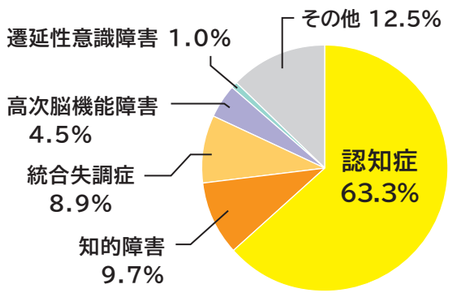

●成年後見人等と本人との関係

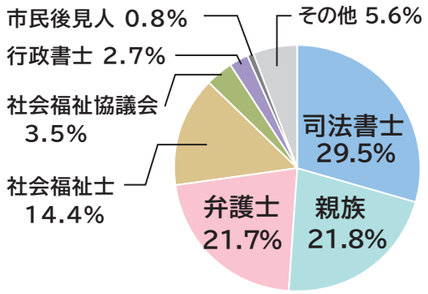

成年後見制度 利用の流れ

「法定後見制度」と「任意後見制度」では手続きが異なります。詳しくは、7ページに記載の窓口へご相談ください。

法定後見制度

申立権者
（本人・配偶者
4親等内の親族・市長）

① 申立て

家庭裁判所

② 審判
本人の判断能力などを確認し、状況に応じて支援内容の決定や、成年後見人等に適任と思われる人の選任を行う

③ 選任　⑤ 監督　⑥ 報告

本人

④ 支援

成年後見人等

任意後見制度

本人

① 契約
本人の判断能力があるうちに、任意後見人を自分で選び、公正役場で公正証書を作成

④ 支援

任意後見人
（任意後見受任者）

② 申立て
支援が必要となった時に、任意後見監督人の選任を申し立てる

⑤ 監督　⑦ 報告

家庭裁判所

③ 選任　⑥ 監督

⑧ 報告

任意後見監督人

※②の申立ては任意後見人のほかに、本人、配偶者、4親等以内の親族もできます。

こんな心配ごとや困りごとはありませんか？

安心して暮らしていくために、成年後見制度の利用を考えてみましょう。

ケース1 認知症の家族がいる（法定後見）

認知症の母の判断能力が不安なので、詐欺などの被害にあわないか心配だわ

成年後見制度を利用すると…

だまされて契約しても、成年後見人等が契約を取り消すことができます

ケース2 将来の自分の判断能力に不安がある（任意後見）

今は元気だけど将来を考えるととても不安。誰かに財産管理を頼んでおきたいけど…

成年後見制度を利用すると…

信頼できる方が後見人になり、支援してくれるので心強いですね

ケース3 障がいのある家族がいる（法定後見 または 任意後見）

障がいのある子どもがいるが、私たちが高齢になってきて支援できなくなることが心配だなぁ

成年後見制度を利用すると…

成年後見人等が役所や銀行などの手続きを支援してくれるので安心です

上記は一例で、皆さんのお悩みにはさまざまなものがありますので、まずはご相談ください。相談窓口は7ページをご覧ください。

成年後見制度に関するQ&A

Q. 家庭裁判所への申立ては誰でもできるの？

A.

法定後見制度・任意後見制度共通 …… 本人、配偶者、4親等以内の親族

法定後見制度のみ …… 市長（親族がいない、または親族が申立てを行わない場合など）

任意後見制度のみ …… 任意後見人

Q. 4親等以内の親族には誰が当てはまるの？

A.

本人から見て主に右記の方が当てはまります。

（このほか兄弟姉妹の配偶者や、いとこなども当てはまります。詳しくは7ページに記載の窓口へご相談ください）

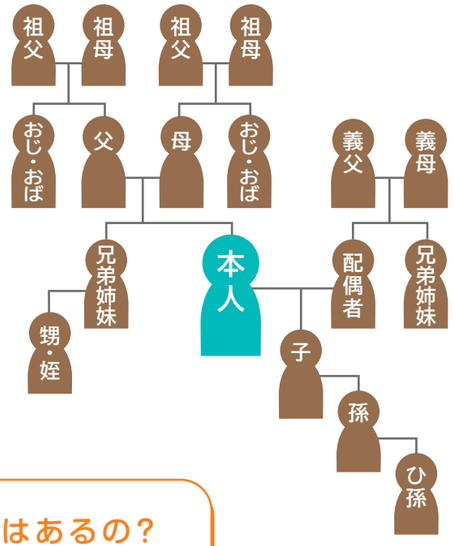

Q. 後見人に報酬を支払う必要はあるの？

A. 成年後見人等が家庭裁判所に報酬付与の申立てを行った場合は、家庭裁判所の定めた報酬をご本人の財産から支払うことになります。

成年後見人等に対する報酬の助成制度があります

問合せ先＝障がいのある方の場合は、市社会福祉課ふれあい福祉センター（☎20-3055）
65歳以上の方の場合は、市高齢福祉課高齢福祉係（☎28-9200）
詳しくは市ホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。

【対象者の一例】

成年後見人等が「4親等以内の親族」以外で、支援を受ける方が次に該当する場合

❶ 生活保護の受給者　❷ 世帯員全員が市民税非課税で、①に準ずると認められる方
❸ 負担能力のある親族などに扶養されておらず、①に準ずると認められる方 など

助成額の上限＝月額2万8000円（後見人等に対する報酬の金額が上限に満たない場合は、その額を助成）

まずはご相談ください

家族のことやご自身のことなど、お気軽にご相談ください。相談員が制度の概要や利用の流れの説明、手続きなどのお手伝いをします。

総合相談窓口

●新発田市成年後見センター
（新発田市ボランティアセンター内）
☎20-8988

市では、成年後見制度に関する支援を、新発田市社会福祉協議会に委託して行っています。お気軽にご相談ください。

相談受付日時＝祝日・年末年始を除く、月～金曜日の午前9時～午後5時

こんな相談が寄せられています

- 成年後見制度を詳しく知りたい
- 自分も制度を利用できるのか知りたい
- 銀行や保険会社で認知症の家族のために手続きをしようとしたら、制度を利用するよう勧められた
- 申立て書類の作成方法を教えてほしい

法人後見事業も行っています

新発田市社会福祉協議会が法人として成年後見人等になり、支援を行います。

- 市長が申立てをした案件で、他に適切な成年後見人等がいない場合
- 日常生活自立支援事業の利用者で、判断力が低下した場合 など

助成制度・市長による申立てについての相談

65歳以上の方について

●市高齢福祉課高齢福祉係
（ヨリネスしばた2階）
☎28-9200

障がいのある方について

●市社会福祉課ふれあい福祉センター
（住吉町1、西園すこやか園隣）
☎20-3055

成年後見制度に関する出前講座を行っています

問合せ先＝新発田市成年後見センター
（新発田市ボランティアセンター内、☎20-8988）

成年後見制度について知ってもらうため、自治会や町内会、福祉関係者などを対象に、出前講座を行っています。少人数でも申し込むことができます。お気軽にお問い合わせください。

時間＝午前9時～午後5時のうち、1時間程度
※上記以外の時間帯や、日程についてはご相談ください。
会場＝申込者が市内の会場を用意してください
申込方法＝申込用紙に必要事項を記入し、開催希望日の2週間前までに郵送またはファックスで申し込んでください。申込用紙は、申込み先にあるほか、新発田市社会福祉協議会ホームページでダウンロードできます